

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年8月15日

【四半期会計期間】 第122期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

【会社名】 昭和ホールディングス株式会社

【英訳名】 Showa Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 此 下 竜 矢

【本店の所在の場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04 - (7131) - 0181(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 庄 司 友 彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04 - (7131) - 0181(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 庄 司 友 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第121期 第1四半期 連結累計期間	第122期 第1四半期 連結累計期間	第121期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (千円)	3,143,911	1,982,790	9,785,218
経常損失() (千円)	149,660	90,303	490,857
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失() (千円)	131,754	95,392	917,325
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	969,180	220,311	5,764,106
純資産額 (千円)	13,067,127	2,607,184	2,827,496
総資産額 (千円)	37,308,635	5,888,147	6,182,960
1株当たり四半期(当期) 純損失金額() (円)	1.74	1.26	12.09
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	9.9	32.9	33.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第121期第1四半期連結累計期間、第121期、第122期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日時点で当社グループが判断したものであります。

(継続企業の前提に関する重要な事象等)

前連結会計年度に引き続き当第1四半期連結累計期間においても、下記1. 2の事象が発生しておりますが、これらについて、以下の対応策を実行していることから、当該事象の解消が実現できるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

「1. 持分法適用関連会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有するタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について」に記載した事項に関しましては、当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載した事項に関しましては、当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも事実に基づかない不当なものであると考えており、GL及び当社といたしましては、当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいり所存であり、JTAに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

1. 持分法適用関連会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有するタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)の子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時の2018年3月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、後述の(追加情報)に関する注記(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社持分法適用関連会社であるGLが発行した総額180百万米ドルの転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「JTA」という。)は、GLがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国において当社グループに対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

JTAが行っている主要な訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) JTAが行っている主要な訴訟の概要

	(GL)損害賠償請求訴訟	(EHA)暫定的資産凍結命令申立訴訟	(EHA)損害賠償請求訴訟	(当社他)損害賠償請求訴訟	(GLH他)損害賠償請求訴訟
1. 訴訟提起日	2018年1月9日	2020年10月21日	2020年11月16日	2021年6月21日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起された経緯	<p>Jトラスト株式会社の子会社であるJTAは、当社持分法適用関連会社GLの転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有していましたが、JTAはGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求しておりました。GLといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていないことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTAは、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償請求を求めべく、訴訟を提起したものです。</p>	<p>(EHA)損害賠償請求に伴い、2020年10月21日にEHAに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。</p>	<p>JTAは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE.LTD.(以下「EHA」という。)他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、JTAがGLに対して実施した投資(転換社債合計2億1千万米ドル及びGL株の購入他5億27百万米ドル)について、GLHが他の被告と共謀し、JTAに投資を促すために、GLの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にEHAも参画しているという主張からEHA他1社に対し損害賠償請求を求めています。</p>	<p>JTAが当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主であるA.P.F.Group Co.,Ltd.に対して、此下益司氏及びGLとの共同不法行為に基づく損害の一部として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。</p>	<p>JTAがシンガポール共和国高等法院にて、GLHほか此下益司氏及び4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、JTAの求めに応じて、1億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。</p>
3. 訴訟を提起した者の概要	<p>(商号) J TRUST ASIA PTE . LTD . (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義</p>	同左	同左	同左	同左

	(GL)損害賠償請求訴訟	(EHA)暫定的資産凍結命令申立訴訟	(EHA)損害賠償請求訴訟	(当社他)損害賠償請求訴訟	(GLH他)損害賠償請求訴訟
4. 訴訟内容	J T A は、タイ王国において、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T A の投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	シンガポール共和国において、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）となります。	J T A は、シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、J T A の投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	J T A が24百万米ドルの損害賠償の支払いを当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主であるA.P.F.Group Co.,Ltd. に求める訴訟であります。	シンガポール共和国において、J T A は、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、J T A が行った投資（1億24百万米ドル）に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、G L Hに対し、1億3千万米ドルまでの通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
5. 裁判の進展	係争中です。	暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。	係争中です。	係争中です。	係争中です。

実質的に当社の株式を保有しているか確認中です。

(2) 当社グループの見解及び対応について

G L 及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、G L 及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく肅々と法的対応を進めて参る所存であり、J T A に対し必要且つ適切な法的処置を取って参ります。

以上の通りであります。訴訟の進捗及び結果次第では、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

1 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当社グループは当第1四半期連結累計期間においては、減収増益となりました。売上高は1,982,790千円（前年同期比36.9%減）、営業利益は24,999千円（前年同期は営業損失111,012千円）、経常損失は90,303千円（前年同期は経常損失149,660千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は95,392千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失131,754千円）となりました。

売上高については、前第3四半期より売上高最大のDigital Finance事業が連結子会社から持分法適用関連会社へ異動したことで売上高が計上されなくなったことが減少の最大要因となりました。

営業利益につきましては、コンテンツ事業が手がけております各種コンテンツが人気を博しており利益を伸ばしました。製造業となるゴム事業や食品事業は、電気代金、燃料費、原料高などの影響を大きく受けました。ゴムライニングが好調であったゴム事業は売上高を伸ばしてこれを上回って利益を増加させ、また食品事業もこの数年でさらに製造効率を高めており利益を保っております。これらは各事業において10年以上かけて戦略的に事業を選択集中させるとともに海外事業を含めて新規事業に取り組み、営業拡大を図り、同時に生産効率の改善、コストの適正化を図ってまいりました成果が身を結んでいる結果、利益改善が進んでおります。

一方、スポーツ事業は上記電気代金、燃料費、原料高に加えて、新型コロナウイルス感染症対策の影響を大きく受けており、Digital Finance事業（持分法適用）は訴訟の影響に加えて、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、この数年間営業貸付金残高を減少させているために損失を計上しております。また、当社グループが事業を行っております各国政府の方針、事業別の環境等により異なります。それぞれのセグメントの記載の中に記載しておりますので、ご参照ください。

当社といたしましては、短期的な景気判断や収益について一つ一つ適切に対処しつつも、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(食品事業)

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。

当第1四半期連結累計期間における売上高は1,154,345千円（前年同期比3.7%減）となり、セグメント利益（営業利益）は58,514千円（前年同期比10.5%減）となりました。

当事業は、明日香食品株式会社並びに同子会社グループが営む、和菓子等、とりわけあんこ餅、わらび餅等の餅類、団子類、などの開発製造に独自性を持つ事業であります。

日本の人口減、スーパー店舗数減、消費の低調などの厳しい市場環境のなか、当事業の当第1四半期連結累計期間における業績につきましては、主に、主要顧客であるスーパーの既存店売上高が前年同月比3カ月連続でマイナスとなる影響を受け売上高が減少しました。これは主に昨年までのコロナ禍におけるいわゆる「すごもり需要」が終わりを告げ、特に都市型スーパーの来店客数が減少したことによるものになります。また、原材料や資材、エネルギー価格の高騰もあり、この数年間の効率化、さらに現在も進む効率化によって利益を保っておりますが、減益となりました。

これまでに取り組んできた、SNSを活用した当社商品のブランディングが功を奏している現状を踏まえ、さらに戦略商品の拡販を進めてまいります。現状は、『「わらび餅」の明日香野』、『こし自慢明日香野』、『桜餅（道明寺）の明日香野』が定着しつつあり、さらに2017年に大ヒット商品となりましたラムネわらび餅を6月から再販しており、インターネット上でも話題になっております。今年もわらび餅は、テレビ・ラジオ等の取材が多数あり、テレビの全国放送が行われるなどしております。今後も放送が予定されておりますので、今後の拡販にも期待をしております。これらにより、中期経営計画アクセルプラン「再発進」の基本方針である「ついで買いから指名買いされる企業」を果たし、業績の拡大を図ってまいります。

今後は、更なる原料・資材・エネルギー価格高騰が見込まれる状況ではあるものの、既存商品については価格転嫁がうまく進まず収益を圧迫することが予想されます。その中で利益を確保するために、商品企画の見直し、生産効率の良い商品への集中、人材育成による能力の向上、SNSを活用したブランディングなどのこれまで積み上げてまいりました施策が有効であると考えており、継続してまいります。より長期的視点からは少子高齢化が進む日本国内事業が大半であることから、今後とも主力国内事業の利益体質を堅持するとともに、中国で既に初めております当事業を、さらに東南アジアに拡大することを企図しており、守りの国内と攻めの海外とメリハリをつけて進めて

まいります。

(スポーツ事業)

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績は、増収減益となりました。

当第1四半期連結累計期間における売上高は262,625千円（前年同期比3.5%増）となり、セグメント損失（営業損失）は1,523千円（前年同期はセグメント利益7,110千円）となりました。当該事業は新型コロナウイルス感染拡大防止政策の影響をもっとも大きく受けた事業となっており、前年から引き続き当第1四半期連結累計期間への影響も大きくなっております。

当事業は、創業事業でありますアカエムソフトテニスボールを中心とした、ソフトテニス関連事業とテニスクラブ再生事業を柱としております。

当事業の前年は新型コロナウイルス蔓延の影響を受け部活動の活動制限が続きました。その為ソフトテニスボールの使用頻度が減りソフトテニスボールの購入を見送るユーザーが多く、販売は低調に推移しました。これに対し当第1四半期連結累計期間では活動制限がまだ一部継続しており、2年間にわたるコロナ禍によって部活動の部員数が少ないなど厳しい状態が継続しております。また、大会等は実施されていますが、多くの大会が無観客や入場者数の制限を行なって行われている状況です。また、テニスクラブ再生事業においても、新規会員獲得においてコロナ禍の影響が未だ残存しております。

第2四半期以降においては、コロナ禍の影響を注視しつつ、ソフトテニスボールの販売強化、テニススクールでの新規ユーザーの獲得に注力し業績の回復を図ってまいります。

(ゴム事業)

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績は、増収増益となりました。

当第1四半期連結累計期間における売上高394,325千円（前年同期比20.8%増）となり、セグメント利益（営業利益）は32,413千円（前年同期はセグメント損失29,727千円）となりました。

当事業は、当社グループの創業以来の事業で、ゴムの配合・加工技術に独自性をもつ事業であり、日本国内のみならず、タイ王国、マレーシア、ベトナム社会主義共和国、などにおいて事業展開をしております。

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績につきましては、競合会社の撤退以来、積極的に営業拡大を進めました結果、多くの引き合い案件を取り組むことができました。

ゴムライニング防食施工はゴム事業の中で収益性と競争力が高い事業です。今後は更に残存者利益の獲得に取組み、ゴム事業内におけるゴムライニング防食施工への選択と集中を進めることで売上高と利益を増加させられると考えております。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響につきましては、現在のところ大きな影響は出ておりません。また、長期化するウクライナ情勢の影響による、エネルギー料金の値上げや物流好ストの値上げ、原材料の値上げなど厳しい状況が続いておりますが、当事業は景気悪化に対して半年程度遅行して影響が出る業種であり、今後も注意してまいります。

(コンテンツ事業)

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績は、増収増益となりました。

当第1四半期連結累計期間における売上高は171,342千円（前年同期比17.0%増）、セグメント利益（営業利益）は62,623千円（前年同期比32.9%増）となりました。

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画制作・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績につきましては、前年同四半期に好調であった「鬼滅の刃」による効果が一巡しましたが、当社が担当するそれ以外の漫画作品の人气が好調であること、ゲーム攻略本も順調に受注できたことなどから、書籍編集の売上高は堅調を維持しました。また当社の手がけましたトレーディングカードゲームや書籍等も人气が高く、ロイヤリティ収入が順調に推移しております。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響については、当事業は数年来リモートネットワークを推進していたこともあり、業務の遂行に大きな支障はありません。また、各種の開示でお知らせいたしましたように、海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

(Digital Finance事業)

同事業は連結セグメントではなく、持分法適用関連会社の事業になっておりますが、当社グループの重要な事業であるため解説しております。

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。

当第1四半期連結累計期間における売上高は953,592千円（前年同期比21.8%減）、純損失は600,073千円（前年

同期は純損失120,658千円)となりました。

2020年以来新型コロナウイルス感染拡大防止策として各国政府がロックダウンなどを行い、かつミャンマーにおいてクーデターが起こりました。この結果各国とも景気が悪化したとともに、ミャンマーチャット、ラオスキーブ等の為替相場が急激に下落し、両国において当社グループ主力商品であるオートバイ価格(両国とも輸入100%)を急速に押し上げて、顧客の購買意欲を減退させました。また当社グループもロックダウンやクーデター等により営業停止や休業となり、保守的にリスクマネジメントのために新規貸付を抑制し、回収に注力してきました。この結果、営業貸付金が減少し、現金預金が増加して、売上高・セグメント利益ともに減少となっております。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響ですが、2020年に新型コロナウイルス感染症が広まっていなかった、タイ、ミャンマー、カンボジア、ベトナムなどで新型コロナ感染症が広まり、当社グループが事業を行っております各国政府の対応もロックダウンなどの強い規制が2021年9月まで継続しておりました。2021年10月以降は各国とも規制緩和・入国制限緩和が進み、経済状況の回復傾向がみられます。これらが今後の事業環境の改善をもたらすと考えております。

当社グループもこれまでの営業貸付金回収に注力していた方針から徐々に貸し出しを行い、ポートフォリオを増加させる方向へ舵を切りはじめた段階に入りつつあります。政治経済が比較的安定しているカンボジアでは明確に営業貸付金が拡大しており、タイでも一部事業で営業貸付金が増加を始めました。この2ヶ国を再成長のフロントランナーとしつつ、通貨安の影響の大きいラオス、それに加えて政治的不安定を抱えるミャンマーでは情勢を注視しつつ再拡大の機会を伺ってまいります。スリランカでは政治的不安定や通貨安はあるものの現地での業績は利益を計上し続けており、ここ数年間継続して損失を計上してきたインドネシアは事業が終了しましたことは今後の業績を下支えすることになります。

(リゾート事業)

当事業は連結セグメントではなく、持分法適用関連会社の事業になっておりますが、当社グループの重要な資産を保有しているため解説をしております。

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績は増収増益となりました。

当第1四半期連結累計期間における売上高は83,630千円(前年同期比573.6%増)、純利益は9,423千円(前年同期は純損失46,695千円)となりました。

当事業はタイ王国ピビ島においてリゾートホテルであるZeavola Resortを運営しております。欧米の富裕層を中心にした顧客層から支持を受ける環境に配慮した循環型のサステイナブルリゾートとして多くの表彰を受賞するファイブスターリゾートとして、高単価の宿泊・サービス収入を得ております。

当事業については3ヶ月遅れでの連結財務諸表への反映がなされており、当第1四半期連結累計期間へは2022年1月から2022年3月までの3ヶ月間の業績が反映されております。2020年3月から2021年11月まで、新型コロナウイルス感染症の影響により外国人の入国には厳しい制限が加えられており、観光客が入国することがほぼありませんでした。

このため、2020年4月から基本的に閉鎖していたために、前年同期においても、ほぼ営業がなされておりました。そのため、従業員への給与支払、設備維持費、減価償却費などが重く、損失を計上しておりました。一方でタイ政府の入国規制緩和により、2021年12月に営業を開始したことにより、当第1四半期連結累計期間においては前年同四半期を大きく上回る売上高増収となりました。タイ国内の在住外国人や海外の富裕層の国内外旅行が増加しており、12月以降はリゾート再開とともに当事業の客足が急回復しました。これにより前年同四半期に比べ改善いたしました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産残高は、5,888,147千円（前連結会計年度末比294,812千円減）となり、流動資産は、2,561,066千円（前連結会計年度末比46,061千円減）、固定資産は、3,327,080千円（前連結会計年度末比248,750千円減）となりました。

流動資産減少の主な原因は、貸付及び為替の影響等による短期貸付金の増加（前連結会計年度末比33,011千円増）の増加要因がございましたが、売掛金等の回収が進んだこと並びに取引条件変更等による受取手形及び売掛金の減少（前連結会計年度末比65,780千円減）、未収入金及び短期貸付金の増加に伴う貸倒引当金の増加（前連結会計年度末比42,033千円増）といった減少要因によるものです。

固定資産減少の主な原因は、持分法による投資損失の計上等による関係会社株式の減少（前連結会計年度末比251,077千円減）によるものです。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債残高は、3,280,963千円（前連結会計年度末比74,499千円減）となり、流動負債は、2,297,143千円（前連結会計年度末比65,016千円減）、固定負債は、983,819千円（前連結会計年度末比9,482千円減）となりました。

流動負債減少の主な原因は、未払費用の増加（前連結会計年度末比28,124千円増）の増加要因がございましたが、支払等による支払手形及び買掛金の減少（前連結会計年度末比61,091千円減）、返済による短期借入金の減少（前連結会計年度末比3,588千円減）及び一年内返済予定長期借入金の減少（前連結会計年度末比10,778千円減）といった減少要因によるものです。

固定負債減少の主な原因は、繰延税金負債の減少（前連結会計年度末比3,177千円減）、支払等による退職給付に係る負債の減少（前連結会計年度末比4,525千円減）によるものです。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産残高は、2,607,184千円（前連結会計年度末比220,312千円減）となりました。

純資産減少の主な原因は、親会社株主に帰属する四半期純損失計上による利益剰余金の減少（前連結会計年度末比95,392千円減）、為替換算調整勘定の減少（前連結会計年度末比49,350千円減）及び非支配株主持分の減少（前連結会計年度末比73,518千円減）によるものです。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は6,404千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年8月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	76,293,426	76,293,426	東京証券取引所 (スタンダード市場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式。 単元株式数は100株でありま す。
計	76,293,426	76,293,426		

(注) 提出日現在発行数には、2022年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年6月30日		76,293,426		5,651,394		1,692,024

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2022年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 445,200		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 75,817,600	758,176	同上
単元未満株式	普通株式 30,626		同上
発行済株式総数	76,293,426		
総株主の議決権		758,176	

(注) 「完全議決権株式数(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,900株(議決権59個)含まれております。

【自己株式等】

2022年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 昭和ホールディングス(株)	千葉県柏市十余二348番地	445,200		445,200	0.58
計		445,200		445,200	0.58

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2022年4月1日から2022年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	351,042	329,381
受取手形及び売掛金	2 1,410,152	2 1,344,371
商品及び製品	160,812	181,851
仕掛品	213,672	225,862
原材料及び貯蔵品	109,867	111,671
未収入金	130,970	142,341
短期貸付金	690,953	723,964
その他	88,809	92,806
貸倒引当金	549,151	591,184
流動資産合計	2,607,128	2,561,066
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	99,116	100,358
機械装置及び運搬具（純額）	60,288	56,645
工具、器具及び備品（純額）	9,245	8,955
土地	4,205	4,205
リース資産（純額）	14,753	13,428
有形固定資産合計	187,609	183,594
無形固定資産		
のれん	448,558	439,587
その他	5,158	4,182
無形固定資産合計	453,717	443,770
投資その他の資産		
投資有価証券	28,607	25,216
関係会社株式	2,473,344	2,222,266
長期貸付金	56,383	57,873
長期未収入金	183,438	187,154
破産更生債権等	16,169	16,169
差入保証金	224,480	232,033
繰延税金資産	2,299	792
その他	60,390	61,316
投資損失引当金	23,507	23,507
貸倒引当金	87,100	79,600
投資その他の資産合計	2,934,504	2,699,716
固定資産合計	3,575,831	3,327,080
資産合計	6,182,960	5,888,147

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	547,824	486,733
短期借入金	787,302	783,713
1年内返済予定の長期借入金	66,701	55,923
未払法人税等	47,145	55,022
未払消費税等	64,330	65,817
未払費用	566,607	594,731
賞与引当金	45,451	35,186
その他	236,797	220,016
流動負債合計	2,362,160	2,297,143
固定負債		
長期借入金	41,344	39,525
繰延税金負債	27,961	24,784
退職給付に係る負債	308,336	303,811
資産除去債務	553,749	555,361
その他	61,910	60,335
固定負債合計	993,302	983,819
負債合計	3,355,463	3,280,963
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,651,394	5,651,394
資本剰余金	2,723,252	2,723,252
利益剰余金	5,323,978	5,419,371
自己株式	23,704	23,705
株主資本合計	3,026,963	2,931,570
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,340	11,290
為替換算調整勘定	956,161	1,005,511
その他の包括利益累計額合計	942,820	994,221
新株予約権	45,462	45,462
非支配株主持分	697,891	624,373
純資産合計	2,827,496	2,607,184
負債純資産合計	6,182,960	5,888,147

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)
売上高	3,143,911	1,982,790
売上原価	1,512,734	1,422,440
売上総利益	1,631,177	560,350
販売費及び一般管理費	1,742,190	535,350
営業利益又は営業損失()	111,012	24,999
営業外収益		
受取利息	38,546	6,891
受取配当金	447	618
為替差益	-	81,849
持分法による投資利益	195,996	-
その他	11,166	11,236
営業外収益合計	246,156	100,596
営業外費用		
支払利息	26,880	4,518
社債利息	185,842	-
為替差損	34,031	-
訴訟関連費用	33,063	7,017
持分法による投資損失	-	185,902
貸倒引当金繰入額	2,634	16,135
その他	2,351	2,326
営業外費用合計	284,804	215,900
経常損失()	149,660	90,303
特別利益		
債務整理益	143,255	-
貸倒引当金戻入額	20,250	-
特別利益合計	163,505	-
特別損失		
固定資産売却損	115,466	-
投資有価証券清算損	-	1,225
貸倒引当金繰入額	-	19,278
特別損失合計	115,466	20,503
税金等調整前四半期純損失()	101,621	110,806
法人税、住民税及び事業税	107,841	35,023
法人税等調整額	16,124	990
法人税等合計	123,965	34,032
四半期純損失()	225,586	144,839
非支配株主に帰属する四半期純損失()	93,832	49,446
親会社株主に帰属する四半期純損失()	131,754	95,392

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)
四半期純損失()	225,586	144,839
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,435	1,696
為替換算調整勘定	781,485	32,263
持分法適用会社に対する持分相当額	36,456	41,512
その他の包括利益合計	743,593	75,472
四半期包括利益	969,180	220,311
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	274,031	147,107
非支配株主に係る四半期包括利益	695,148	73,203

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(持分法適用関連会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有するタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について)

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)の子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時の2018年3月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、後述の(追加情報)に関する注記(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

(JTRUST ASIA PTE . LTD . 等との係争について)

当社持分法適用関連会社である G L が発行した総額180百万米ドルの転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE . LTD . (以下「 J T A 」という。)は、G L が T A S E C から2017年10月16日及び同月19日に G L 元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国において当社グループに対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

J T A が行っている主要な訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) J T A が行っている主要な訴訟の概要

	(GL)損害賠償請求訴訟	(EHA)暫定的資産凍結命令申立訴訟	(EHA)損害賠償請求訴訟	(当社他)損害賠償請求訴訟	(GLH他)損害賠償請求訴訟
1. 訴訟提起日	2018年1月9日	2020年10月21日	2020年11月16日	2021年6月21日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起された経緯	<p>J T A は、当社持分法適用関連会社 G L の転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T A は G L に対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求しておりました。G L といたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T A は、G L 及び G L H 等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、G L が健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、G L 及び G L H に対し損害賠償請求を求め、訴訟を提起したものです。</p>	<p>(EHA)損害賠償請求に伴い、2020年10月21日に E H A に対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。</p>	<p>J T A は、当社連結子会社の Engine Holdings Asia PTE.LTD.(以下「 E H A 」という。)他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、J T A が G L に対して実施した投資(転換社債合計2億1千万米ドル及び G L 株の購入他5億27百万米ドル)について、G L H が他の被告と共謀し、J T A に投資を促すために、G L の財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為に E H A も参画しているという主張から E H A 他1社に対し損害賠償請求を求めています。</p>	<p>J T A が当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主である A.P.F.Group Co.,Ltd. に対して、此下益司氏及び G L との共同不法行為に基づく損害の一部として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。</p>	<p>J T A がシンガポール共和国高等法院にて、G L H ほか此下益司氏及び4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、J T A の求めに応じて、1億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。</p>
3. 訴訟を提起した者の概要	<p>(商号) J TRUST ASIA PTE . LTD . (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義</p>	同左	同左	同左	同左

	(GL)損害賠償請求訴訟	(EHA)暫定的資産凍結命令申立訴訟	(EHA)損害賠償請求訴訟	(当社他)損害賠償請求訴訟	(GLH他)損害賠償請求訴訟
4. 訴訟内容	J T A は、タイ王国において、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T A の投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	シンガポール共和国において、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）となります。	J T A は、シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、J T A の投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	J T A が24百万米ドルの損害賠償の支払いを当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主であるA.P.F.Group Co.,Ltd. に求める訴訟であります。	シンガポール共和国において、J T A は、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、J T A が行った投資（1億24百万米ドル）に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、G L Hに対し、1億3千万米ドルまでの通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
5. 裁判の進展	係争中です。	暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。	係争中です。	係争中です。	係争中です。

実質的に当社の株式を保有しているか確認中です。

(2) 当社グループの見解及び対応について

G L 及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、G L 及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく肅々と法的対応を進めて参る所存であり、J T A に対し必要且つ適切な法的処置を取って参ります。

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて)

前連結会計年度の有価証券報告書の（追加情報）（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについて）に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(訴訟事件)

追加情報の「JTRUST ASIA PTE . LTD . 等との係争について」に記載の事項をご参照下さい。

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
受取手形裏書譲渡高	2,080千円	2,540千円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
減価償却費	71,687千円	9,672千円
のれんの償却額	41,397 "	8,971 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					
	Digital Finance事業	食品事業	スポーツ 事業	ゴム事業	コンテンツ 事業	計
売上高						
外部顧客への売上高	1,218,801	1,198,265	253,838	326,412	146,444	3,143,761
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	1,218,801	1,198,265	253,838	326,412	146,444	3,143,761
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	72,251	65,406	7,110	29,727	47,108	17,647

	その他 (注1)	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高			
外部顧客への売上高	150		3,143,911
セグメント間の内部売上高 又は振替高	112,834	112,834	
計	112,984	112,834	3,143,911
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	6,596	122,063	111,012

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 122,063千円には、全社費用 117,580千円、その他の調整額 4,482千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	食品事業	スポーツ事業	ゴム事業	コンテンツ事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	1,154,345	262,625	394,325	171,342	1,982,640
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	1,154,345	262,625	394,325	171,342	1,982,640
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	58,514	1,523	32,413	62,623	152,028

	その他 (注1)	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高			
外部顧客への売上高	150		1,982,790
セグメント間の内部売上高 又は振替高	109,016	109,016	
計	109,166	109,016	1,982,790
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	15,347	111,680	24,999

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 111,680千円には、全社費用 113,964千円、その他の調整額2,283千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、「Digital Finance事業」を営むGroup Lease PCL. を連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社としております。これにより、当社の報告セグメントは、「食品事業」、「スポーツ事業」、「ゴム事業」、「コンテンツ事業」の4つの報告セグメントへ変更しております。

(収益認識関係)

地域別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					
	Digital Finance事業	食品事業	スポーツ事業	ゴム事業	コンテンツ事業	計
主たる地域市場						
日本		1,198,265	253,838	316,526	145,199	1,913,829
タイ	812,498			5,749		818,247
東南アジア他	406,303			4,136	1,244	411,684
顧客との契約から生じる収益	1,218,801	1,198,265	253,838	326,412	146,444	3,143,761
その他の収益						
外部顧客への売上高	1,218,801	1,198,265	253,838	326,412	146,444	3,143,761

(単位:千円)

	その他(注)	合計
主たる地域市場		
日本	150	1,913,979
タイ		818,247
東南アジア他		411,684
顧客との契約から生じる収益	150	3,143,911
その他の収益		
外部顧客への売上高	150	3,143,911

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値を含んでおります。

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				
	食品事業	スポーツ事業	ゴム事業	コンテンツ事業	計
主たる地域市場					
日本	1,154,345	262,540	380,699	161,687	1,959,273
タイ			6,424	1,010	7,434
東南アジア他		85	7,201	8,644	15,931
顧客との契約から生じる収益	1,154,345	262,625	394,325	171,342	1,982,640
その他の収益					
外部顧客への売上高	1,154,345	262,625	394,325	171,342	1,982,640

(単位:千円)

	その他 (注)1	合計
主たる地域市場		
日本	150	1,959,423
タイ		7,434
東南アジア他		15,931
顧客との契約から生じる収益	150	1,982,790
その他の収益		
外部顧客への売上高	150	1,982,790

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値を含んでおります。

2 前連結会計年度において、「Digital Finance事業」を営むGroup Lease PCL. を連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社としております。これにより、当社の報告セグメントは、「食品事業」、「スポーツ事業」、「ゴム事業」、「コンテンツ事業」の4つの報告セグメントへ変更しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額()	1円74銭	1円26銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(千円)	131,754	95,392
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失金額()(千円)	131,754	95,392
普通株式の期中平均株式数(千株)	75,848	75,848
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(千株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【その他】

(訴訟の提起等)

当社（監査等委員である取締役を除く）取締役の地位確認等請求訴訟

当社は、2021年7月7日付けで、2021年6月25日に開催した当社第120回定時株主総会において当社が提案する（監査等委員である取締役を除く）取締役の選任議案（現任取締役6名の再任）に対し、A.P.F.Group Co. , Ltd. の代理人を称する議決権行使を認めることができない者から動議行動（以下「当該動議」といいます。）により提案された（監査等委員である取締役を除く）取締役6名（以下「動議対象者」といいます。）が取締役でないことの確認を求める仮処分申立を裁判所に提起いたしました。

それに対し動議対象者は、2021年7月27日付けで当社の取締役であることを確認する仮処分命令申立（当社及び動議対象者の両申立を併せ、以下「当該申立」といいます。）を提起しておりました。

その後、2022年3月30日及び2022年3月31日に、当該申立について、当社と動議対象者の双方の申立が却下される結果となり、2022年4月28日に動議対象者が、当社に対し、当社（監査等委員である取締役を除く）取締役4名について、取締役の地位確認等請求訴訟の提起をした旨の特別送達を受領しております。

当社といたしましては、証拠に基づいた厳正かつ慎重な審理によって事実の確認を進めていただくべく、2022年5月10日付けでA.P.F.Group Co. , Ltd. が、当社の株主でないことの確認を求めた本訴を提起しております。

今後の対応について

当社は、法的な要件を満たした現任取締役がこれまでと変わらず取締役としての職務執行を遂行しております。当社が提起した本訴につきましては、仮処分手続きではなく証拠に基づいた厳正かつ慎重な審理によって、当社株主の存在（及び不存在）を確認する為の行為であり、上場会社として適切なコーポレートガバナンスを維持するべく、粛々とその対応を進めてまいります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年 8月15日

昭和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂 木 秀 俊
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉 澤 将 弘

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績の状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

（追加情報）（持分法適用関連会社Group Lease Holdings PTE . LTD . が保有するタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について）に記載のとおり、会社の持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL .（以下「GL」という。）の子会社Group Lease Holdings PTE . LTD . が保有する貸付債権等（以下「GLH融資取引」という。）に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けた。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時に全額損失処理済みだが、タイ法務省特別捜査局による捜査が継続しており、現在も未解決事項となっている。当監査法人は、タイSEC指摘GLH融資取引について、追加的な検討を行ったものの、監査の限界であり、十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。また、（追加情報）（JTRUST ASIA PTE . LTD . 等との係争について）に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE . LTD . からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中である。これらの捜査や訴訟の展開次第では、会社グループが保有するGL持分法投資（当第1四半期連結累計期間末の関係会社株式簿価17億円）の評価等に影響が生じる可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、四半期連結財務諸表には反映されていない。

当監査法人は、タイSEC指摘GLH融資取引に関する影響について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。

当監査法人は、上記の監査範囲の制約の影響について金額的重要性はあるがGL持分法投資等の特定の勘定に限定されるもので広範ではないと判断できたことから、前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明することとした。これらは、当連結会計年度の第1四半期連結累計期間においても解消していないため、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。